

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

平成 22 年 3 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 15 条 (略)</p> <p>(国内転換社債等の評価)</p> <p>第16条 取引所に上場されている転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。)(以下「転換社債等」という。)は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>2 計算日において当該転換社債等に係る最終相場がなく気配相場が表示され、かつ当該気配相場が直近の日の最終相場を下回った場合には、前項の規定にかかわらず、当該気配相場で評価するものとする。</p> <p>3 第8条第2項なお書の規定は、計算日の気配相場で評価することとなった日の翌日以降継続して気配相場のみとなった場合並びに最終相場及び気配相場がない場合の当該転換社債等の評価について準用する。</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、当該転換社債等の取引所における値付状況等を勘案して、次の各号に掲げるいずれかの価額で評価することができるものとする。</u></p> <p><u>ただし、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該転換社債等の評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。</u></p> <p><u>(1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)</u></p> <p><u>(2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 15 条 (同 左)</p> <p>(国内転換社債等の評価)</p> <p>第16条 取引所に上場されている転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。)(以下「転換社債等」という。)は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>2 計算日において当該転換社債等に係る最終相場がなく気配相場が表示され、かつ当該気配相場が直近の日の最終相場を下回った場合には、前項の規定にかかわらず、当該気配相場で評価するものとする。</p> <p>3 第8条第2項なお書の規定は、計算日の気配相場で評価することとなった日の翌日以降継続して気配相場のみとなった場合並びに最終相場及び気配相場がない場合の当該転換社債等の評価について準用する。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

新	旧
<p data-bbox="186 208 631 241"><u>(3) 価格情報会社の提供する価額</u></p> <p data-bbox="696 305 806 338">(以下略)</p> <p data-bbox="145 450 235 483">附 則</p> <p data-bbox="178 498 784 531">この改正は、平成 22 年 3 月 18 日から実施する。</p>	<p data-bbox="1931 305 2041 338">(同 左)</p>